

令和8年(2026年)9月18日現在

Ver.1

令和8年熊本地震により被災された 農林畜水産業の皆様への支援対策一覧

支援策一覧はこちらに掲載しております。

要件等の詳細については、県ホームページをご覧ください。
県ホームページ: <https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/71/280071.html>



令和8年熊本地震により被災された農林畜水産業の皆様への支援対策一覧 兼 目次

1 営農再開、経営継続関連

概要	支援対象	内容及び補助率等 (●内容、◇補助率)	県の事業名 ※【】書きは、国の事業名	該当 ページ
農業用機械・施設等の修繕・再取得等	被災農業者	●農業用施設・機械等の再取得、修繕等 ◇県：2/10以内（市町村と同率を補助） 市町村：2/10以内 国：5/10以内	令和8年熊本地震営農再開支援事業 （農業用機械・施設等復旧支援） 【農地利用効率化等支援事業（被災農業者支援タイプ）】	1
農業用ハウス・附帯施設等の修繕・再建等	被災農業者	●農業用ハウス等の再建・修繕 ◇県：2/10以内（市町村と同率を補助） 市町村：2/10以内 国：園芸施設共済加入者の場合、共済金の国費相当額と合わせて5/10以内 共済未加入者の場合、1/10～最大3/10	令和8年熊本地震営農再開支援事業 （農業用機械・施設等復旧支援） 【農地利用効率化等支援事業（被災農業者支援タイプ）】	1
被災した営農施設等の補強	被災農業者 （地域計画の目標地 図に位置付けられた者）	●被災した営農施設等の補強 ◇県：2/10以内（市町村と同率を補助）、上限200万円 市町村：2/10以内 国：3/10以内、上限300万円 ※成果目標付加価値額の拡大が必須 ※事業費50万円以上	令和8年熊本地震営農再開支援事業 （農業用機械・施設等復旧支援） 【農地利用効率化等支援事業（被災農業者支援タイプ）】	1
被災施設等の撤去・土砂撤去	被災農業者	●被災施設等の撤去・土砂撤去 ◇県：2.5/10以内（市町村と同率を補助） 市町村：2.5/10以内 国：3/10以内 園芸施設共済加入者の場合、共済金の国費相当額と合わせて5/10以内。ただし、別途定める上限単価以内。	令和8年熊本地震営農再開支援事業 （農業用機械・施設等復旧支援） 【農地利用効率化等支援事業（被災農業者支援タイプ）】	1

令和8年熊本地震により被災された農林畜水産業の皆様への支援対策一覧 兼 目次

1 営農再開、経営継続関連（続き）

概要	支援対象	内容及び補助率等 (●内容、◇補助率)	県の事業名 ※【】書きは、国の事業名	該当 ページ
果樹園の病害の発生・まん延防止や樹勢回復等	被災農業者	●病害の発生・まん延防止 ◇国：定額（25,000円/10a以内） ●樹勢回復 ◇国：定額（28,000円/10a以内） ●花粉確保 ◇県：定額（5,500円/人日以内）	令和8年熊本地震梨産地復旧支援事業 【持続的生産強化対策事業（持続的生産強化緊急対策のうち地震被害に対する果樹農業継続特別支援）】	2
いぐさ畳表製織作業の再開	被災農業者	●原草・織機等の輸送 ◇国：定額（いぐさ原草：7,000円/t以内、機械：5,500円/人日以内） ●製織作業等の共同実施 ◇国：1/2以内、県：1/2以内 ●原草・織機等の保管、作業場の確保 ◇県：1/2以内	令和8年熊本地震いぐさ畳表加工再開支援事業 【持続的生産強化対策事業（持続的生産強化緊急対策のうち地震被害に対するいぐさ・畳表生産継続特別支援）】	3
営農再開に必要な資材の調達、作物残さの撤去、追加的な施肥や防除等	被災農業者	●資材の調達等支援 ◇1/2以内 ●栽培環境整備 ◇定額・1/2以内 ●土づくり ◇定額 ●リース方式による農業機械等の導入 ◇定額 ●収穫・調整作業 ◇定額	令和8年熊本地震営農再開支援事業（早期営農再開支援） 【持続的生産強化対策（令和8年熊本地震対応産地緊急支援事業）】	4
畜舎や機械の補改修、家畜の避難、乳房炎対策、飼料の品質確保	被災畜産業者	●被災畜舎の補改修、土砂・がれき等の撤去、家畜の緊急避難、繁殖雌畜の再導入、停電対策、乳房炎対策（乳牛のみ） ◇国：定額、1/2以内	— 【畜産経営災害等総合対策緊急支援事業（ALIC事業）】	5
死廃家畜等の処分	被災畜産業者	●死廃した家畜等の化製処理等 ◇県：1/2以内	畜産経営復旧緊急支援事業	6
地域ぐるみでの経営再開のための施設整備及び機械導入等	被災畜産業者等	●畜舎等の整備、家畜導入、機械導入等 ◇国：1/2以内	畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（畜産クラスター事業）	7

令和8年熊本地震により被災された農林畜水産業の皆様への支援対策一覧 兼 目次

2 資金関連

概要	支援対象	内容及び補助率等 (●内容、◇補助率)	県の事業名 ※【】書きは、国の事業名	該当 ページ
運転資金や施設復旧 資金の融通	被災農業者	●災害関連資金について、貸付当初5年間の金利負担軽減 ●農業近代化資金について、債務保証料を引受当初5年間免除	【農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業】 【農業信用保証保険基盤強化事業】	8
運転資金や施設復旧 資金の融通	被災林業者	●災害関連資金について、貸付当初10年間の金利負担軽減	【林業施設整備等利子助成事業】	9
運転資金や施設復旧 資金の融通	被災林業者	●債務保証料を引受当初5年間免除	【林業・木材産業災害復旧対策保証】	10
運転資金や施設復旧 資金の融通	被災漁業者	●災害関連資金について、貸付当初5年間の金利負担軽減 ※利子助成は発災後から適用	【漁業経営基盤強化金融支援事業】	11
運転資金の融通	被災農林漁業者	●運転資金の融通による金利支援 ●県と市町村と金融機関の利子補給により貸付当初5年間の金利負担軽減	農林漁業災害対策資金（令和8年熊本地震被害分）	12
運転資金の融通	被災農林漁業者	●日本政策金融公庫の農林漁業セーフティネット資金の融通による金融支援 ●県と市町村の利子助成により貸付当初5年間の金利負担軽減	令和8年熊本地震農林漁業災害対策利子補給費補助事業	13
施設復旧資金の融通	被災農業者 被災漁業者	●施設復旧資金の融通による金融支援 ●県と市町村と金融機関の上乗せ利子補給により、貸付当初5年間の金利負担軽減	令和8年熊本地震農林漁業災害対策利子助成費補助事業	14

令和８年熊本地震により被災された農林畜水産業の皆様への支援対策一覧 兼 目次

3 共同利用施設・卸売市場

概要	支援対象	内容及び補助率等 (●内容、◇補助率)	県の事業名 ※【】書きは、国の事業名	該当 ページ
被災した集出荷施設の仮復旧等	農業者の組織する団体等	●施設の仮復旧等 ◇国：1/2以内 ●周辺収集施設等の活用 ◇国：定額（7,000円/t以内） ●集出荷機能等の強化 ◇国：定額（5,600円/人日以内）	— 【持続的生産強化対策（令和8年熊本地震対応産地緊急支援事業）のうち集出荷施設等における出荷円滑化等支援】	15
被災した共同利用施設の再編集約・合理化	農業協同組合、農業協同組合連合会等	●共同利用施設の再編集約・合理化 ◇JA対象：3/4以内 内訳 国58.3% 県13.3% 市町村0～3.3% 連合会対象：3/4以内 内訳 国58.3% 県16.7%	農業共同利用施設再編集約・合理化支援事業（災害復興支援） 【新基本計画実装・農業構造転換支援事業（被災した共同利用施設の再編集約・合理化）】	16
被災した共同利用施設の再整備等	農業協同組合等	●共同利用施設の再取得・修繕・撤去等 ◇国：1/2以内、県：1/4以内	令和8年熊本地震被災施設整備等対策事業 【強い農業づくり総合支援交付金（令和8年熊本地震被災施設整備等対策）】	17
被災した共同利用施設の原形復旧	農業協同組合、農事組合法人等	●共同利用施設の復旧 ◇（通常）国：2/10 （激甚指定・告示地域外）国：5/10程度 （激甚指定・告示地域）国：9/10程度	農業共同利用施設災害復旧事業 【農林水産業共同利用施設災害復旧事業】	18
卸売市場の復旧	被災卸売市場（県内）	●被災した卸売市場の復旧 ◇卸売市場施設・仲卸売市場施設の場合 国：1/2 県：1/4 上記以外の施設等 国：1/3 県：1/12	卸売市場施設災害復旧事業 【強い農業づくり総合支援交付金（令和8年熊本地震被災施設整備等対策）】	19

令和8年熊本地震により被災された農林畜水産業の皆様への支援対策一覧 兼 目次

4 農地や農業用施設関連

概要	支援対象	内容及び補助率等 (●内容、◇補助率)	県の事業名 ※【】書きは、国の事業名	該当 ページ
農地・農業用施設の 復旧	被災した農地や農業 用施設の受益者	●被災した農地・農業用施設の復旧 ◇(農地)国：50% (農業用施設)国：65% ※激甚指定の場合等、かさ上げ措置あり。 ただし、被災状況等により補助率は異なる。 [参考] 激甚指定された場合の過去5箇年の 実績補助率(全国平均)農地：97.0%	農地災害復旧事業 農業用施設災害復旧事業	20
農地・農業用施設の 復旧	被災農業者等	●被災した農地・農業施設の応急措置や小規模な被災 箇所の補修・復旧 ◇国：1/2 県：1/4 市町村：1/4	【多面的機能支払交付金】	22
農地復旧と併せた区 画整理	被災した農地や農業 用施設の受益者	●被災した農地及び農業用施設の復旧と併せて、隣接 した農地等も含めた一体的な区画整理。 ◇国：50% ※激甚指定の場合、かさ上げ措置あり(農業用施設の み)。ただし被災状況等により補助率は異なる。	農地災害関連区画整備事業	21
農業用施設の復旧と 併せた補強・改良	被災した農業用施設 の受益者	●被災した農業用施設の復旧と併せて、被災部分と関 連する隣接残存施設も含めた、再度災害防止のため の改築又は補強等。 ◇国：50% ※激甚指定の場合、かさ上げ措置あり。 ただし、被災状況等により補助率は異なる。	農業用施設災害関連事業	23

令和8年熊本地震により被災された農林畜水産業の皆様への支援対策一覧 兼 目次

4 農地や農業用施設関連（続き）

概要	支援対象	内容及び補助率等 （●内容、◇補助率）	県の事業名 ※【】書きは、国の事業名	該当 ページ
海岸及び地すべり防止施設の復旧	区域内にある農地や農業用施設の受益者等	●被災した海岸及び地すべり防止施設の復旧 ◇国：2/3等 ※激甚指定の場合、かさ上げ措置あり。 ただし、被災状況等により補助率は異なる。	海岸及び地すべり防止施設災害復旧事業	24
地すべり発生箇所における緊急対策	区域内にある農地や農業用施設の受益者等	●地すべり防止区域で地すべりが発生し、緊急対策が必要な箇所において、地すべり防止工事を実施 ◇国：50%	災害関連緊急地すべり対策事業	25
農村生活環境施設の復旧	農村生活環境施設利用者	●被災した農村生活環境施設（集落排水、営農飲雑用水等）の復旧。 ◇国：50% ※激甚指定の場合、かさ上げ措置あり。 ただし、被災状況等により補助率は異なる。	災害関連農村生活環境施設復旧事業	26
鳥獣被害防止施設等の復旧・再整備	地域協議会等	●被災した鳥獣侵入防護柵やジビエ処理加工施設の復旧・再整備 ◇国：定額、1/2等	鳥獣被害防止対策・ジビエ利活用加速化事業	27

令和8年熊本地震により被災された農林畜水産業の皆様への支援対策一覧 兼 目次

5 林業関連

概要	支援対象	内容及び補助率等 (●内容、◇補助率)	県の事業名 ※【】書きは、国の事業名	該当 ページ
山地崩壊の復旧	—	●山地崩壊箇所の復旧 ◇国：2/3 県：1/3	緊急治山事業 【災害関連緊急治山事業】	28
山地崩壊の復旧	—	●山地崩壊箇所の復旧 ◇県：10/10	単県治山事業	29
荒廃林地等の 治山事業	—	●荒廃林地等における治山施設の設置による事前防 災・減災対策 ◇国：1/2等 県：1/2等	治山事業 【治山事業】	30
林道の復旧	市町村等	●被災林道施設の復旧 ◇（奥地）国：65%、 （その他）国：50% ※激甚指定の場合、かさ上げ措置あり。 ただし、被害規模等により補助率は異なる。 [参考] 激甚指定された場合の過去5か年の実績補助率 国：50～99.6%	現年林道災害復旧事業 【林道施設災害復旧事業】	31
木材加工流通施設等 の復旧	被災事業体	●被災木材加工流通施設、特用林産振興施設等の復 旧・再整備 ◇国：1/2以内、 県：1/10以内 ※なお、共同利用施設の場合は、 国：1/2以内、 県：1/4以内	被災木材加工流通施設等復旧対策	32
コンテナ苗生産基盤 施設等の復旧	苗木生産者等	●被災したコンテナ苗生産基盤施設等の復旧・再整 備 ◇国：1/2以内 県：1/10以内	間伐等森林整備促進対策事業 【林業・木材産業循環成長対策】	33

令和8年熊本地震により被災された農林畜水産業の皆様への支援対策一覧 兼 目次

6 水産業関連

概要	支援対象	内容及び補助率等 (●内容、◇補助率)	県の事業名 ※【】書きは、国の事業名	該当 ページ
共同利用施設の復旧	市町、漁協	●共同利用施設の復旧 ◇国：1/2 県：1/10	水産業共同利用施設災害復旧事業（浜の活力再生・成長促進交付金） 【浜の活力再生・成長促進交付金（水産業強化支援事業）】	34
共同利用施設の復旧	市町、漁協	●共同利用施設の復旧 ◇県：1/3以内	浜の活力再生加速化支援事業、 水産業物価高騰緊急対策事業	35
ノリ乾燥機の点検・整備	被災ノリ養殖業者	●ノリ乾燥機の点検・整備への支援 ◇国：1/2 県：2/10等	水産業共同利用施設災害復旧事業（漁業用機器設備復旧事業） 【ノリ養殖経営再開準備緊急支援対策】	36
養殖業の資材・機材の導入	被災養殖業者	●マーケットイン型養殖業への転換かつ防災の取り組みを行う際に必要な資材・機材の導入 ◇国：1/2（補助上限5,000万円）	— 【令和8年度マーケットイン型養殖業等実証のうち令和8年熊本地震被災者支援メニュー】	37

令和8年熊本地震営農再開支援事業：農業用機械・施設等復旧支援

国・県事業

【農地利用効率化等支援事業（被災農業者支援タイプ）】

1 事業内容

令和8年熊本地震により被害を受けた、農業用機械・施設の再取得・修繕等に対する経費

2 支援内容

- (1) 農畜産物の生産・加工に必要な施設及びその附属施設、農業用機械・加工用機械及びその附属設備等の再取得・修繕等に係る費用を補助
- (2) 被災した営農施設等の補強
- (3) 被災施設等の撤去・土砂撤去

3 支援対象者

令和8年熊本地震により農業用機械・施設等に被害を受け、その旨の証明を市町村長から受けた農業者等

※(2)の支援対象者は、合わせて地域計画の目標地図に位置付けられた者

4 事業実施主体 市町村

5 負担割合

- (1) 被災した農業用機械・施設等の修繕・再取得

県：2/10以内、（市町村と同率を補助）、

市町村：2/10以内、国：5/10以内※1

※1 園芸施設共済加入者は共済金の国費相当額と合わせて5/10以内

共済未加入の場合は1/10～最大3/10

共済加入の場合は、補助金と支払い共済金と併せて復旧

- (3) 被災施設等の撤去・土砂撤去

県：2.5/10以内、（市町村と同率を補助）、市町村：2.5/10以内、国：3/10以内

※園芸施設共済加入者は共済金の国費相当額と合わせて5/10以内。ただし、別途定める上限単価以内とする。

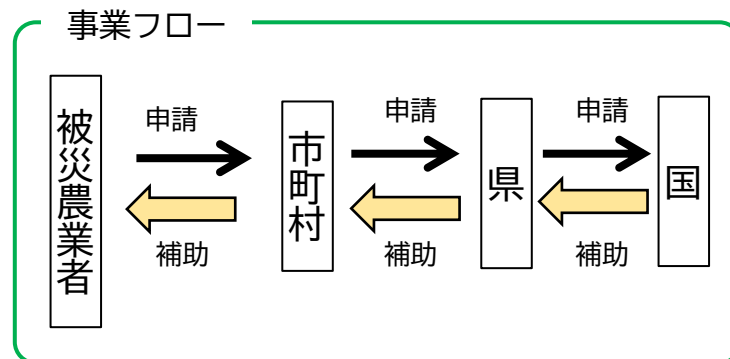
- (2) 被災した営農施設の補強

県：2/10以内、（市町村と同率を補助）、

市町村：2/10以内、国：3/10以内

※成果目標付加価値額の拡大が必要

※事業費50万円以上 上限国費300万円 県費200万円



6 留意事項

修繕等の事前着工については、支援対象者毎に、次の資料を保存

・施設等の被害の状況が分かる書きものや写真等、事業の対象となる取組に係る発注書、納品書、請求書などの書類

7 問合せ先 熊本県農林水産部生産経営局 担い手支援課 ☎096-333-2382

令和8年熊本地震梨産地復旧支援事業

国・県事業

【 持続的生産強化対策事業（持続的生産強化緊急対策のうち地震被害に対する果樹農業継続特別支援） 】

1 事業内容

令和8年熊本地震により甚大な被害を受けた地域において、被災した農業者に対し、経営継続に向けた取組を支援

2 支援内容

(1) 病害の発生・まん延防止(国事業)

・被災により落下した果実の処分及び追加防除による病害の発生・まん延防止の取組

(2) 樹勢回復(国事業)

・被災により低下した樹勢を整枝や追加施肥により回復させる取組

(3) 花粉確保(県事業)

・被災により損失または破棄せざるを得なくなった貯蔵していた花粉の再取得の取組

3 支援対象者

被災農業者

4 事業実施主体

国事業：県、市町村、農業者の組織する団体等

※受益農家が3戸以上

県事業：被災農業者

5 負担割合

(1) 国：定額（25,000円/10a以内）

(2) 国：定額（28,000円/10a以内）

(3) 県：定額（5,500円/人日以内）

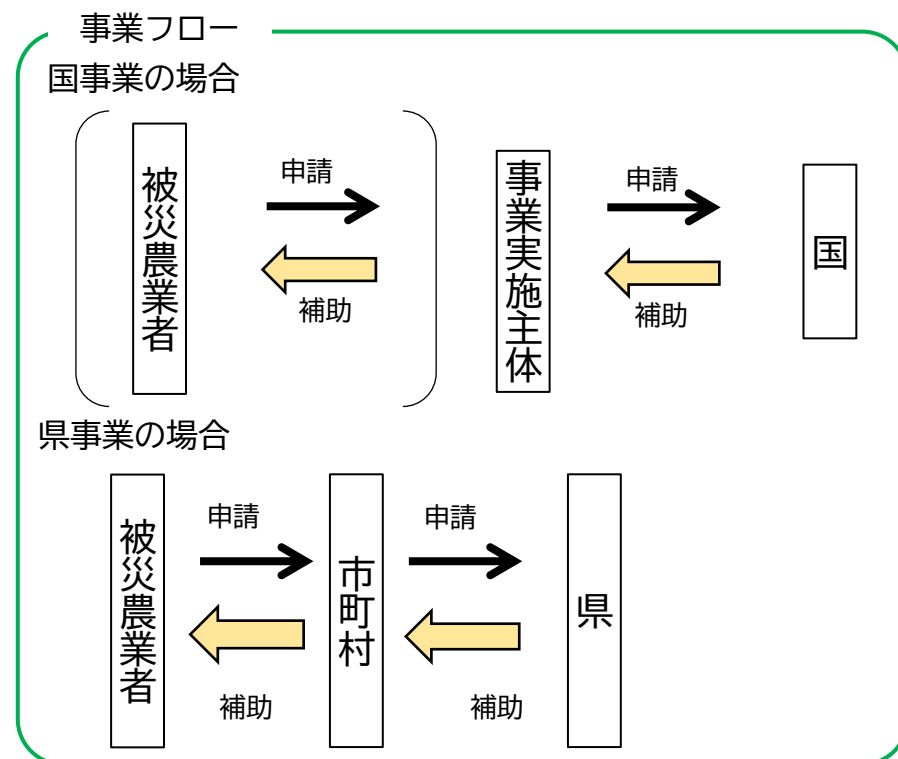
6 留意事項

被災写真、事業費積算根拠、請求書等を保存

7 問合せ先

熊本県農林水産部生産経営局 農産園芸課

☎096-333-2393



令和8年熊本地震いぐさ畳表加工再開支援事業

国・県事業

【 持続的生産強化対策事業（持続的生産強化緊急対策のうち地震被害に対するいぐさ・畳表生産継続特別支援） 】

1 事業内容

令和8年熊本地震により甚大な被害を受けた地域において、被災農業者等が製織作業再開のために行う取組を支援

2 支援内容

- (1) 原草・織機等の輸送(国事業)
 - ・製織作業を再開するために保有するいぐさ原草や織機等を周辺作業場へ輸送する際の輸送経費
- (2) 製織作業等の共同実施(国事業)
 - ・原草や織機等の機械を集約して製織作業等を共同で実施する際の作業場等及び保管庫の借上費
- (3) 原草・織機等の保管、作業場の確保(県事業)
 - ・原草や織機等の機械の保管庫や製織作業場の借上費

3 支援対象者・事業実施主体

被災農業者等

4 負担割合

- (1) 定額（いぐさ原草：7,000円/t以内、機械：5,500円/人日以内）
- (2) 10/10以内(国：1/2以内、県：1/2以内)
- (3) 1/2以内

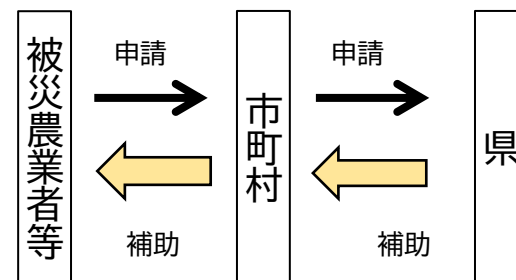
5 留意事項

被災写真、事業費積算根拠、請求書等を保存

6 問合せ先

熊本県農林水産部生産経営局 農産園芸課
☎096-333-2390

事業フロー



令和8年熊本地震営農再開支援事業（早期営農再開支援）

国事業

【 持続的生産強化対策事業（令和8年熊本地震対応産地緊急支援事業） 】

1 事業内容

令和8年熊本地震により甚大な被害を受けた地域において、被災した農業者が営農再開のために行う取組を支援

2 支援内容

(1) 資材の調達等支援

- ①営農再開に必要な生産資材（種子・種苗等）の調達等
- ②被災を機に作物転換・規模拡大を図る場合の生産資材の調達

(2) 栽培環境整備

- ①被災に伴い新たに必要となる作物残さ等の撤去、②追加的な防除・施肥の取組、③防除方法の転換の取組

(3) 土づくり

(4) リース方式による農業機械等の導入

(5) 収穫・調整作業

3 支援対象者・事業実施主体

被災農業者等

4 負担割合

(1) 1/2以内

- (2) ①定額（作物残さ：1,500円/10a以内、ガラス等14,000円/10a、保管中のいぐさ原草及び畳表5,500円/人日）
- ②③1/2以内

(3) 定額（10,000円/10a以内）

(4) 定額（本体価格1/2以内）

(5) 定額（8,000円/10a以内）

5 留意事項

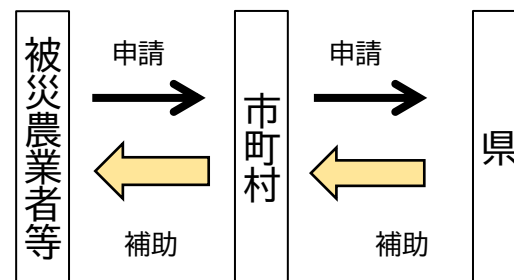
被災写真、事業費積算根拠、請求書等を保存

6 問合せ先

熊本県農林水産部生産経営局 農産園芸課

☎096-333-2387

事業フロー



畜産経営災害等総合対策緊急支援事業

ALIC事業

1 事業内容

被災した畜産農家の経営継続・経営再開のための取組みを支援することをもって我が国の畜産生産基盤の維持・強化及び畜産物の安定供給に資する。

2 支援内容

- (1) 畜舎の損壊等に伴う簡易畜舎等の整備（既存牛舎の増築を含む）
- (2) 畜舎の損壊等による緊急的な避難に伴う家畜及び飼料等の輸送、管理委託
- (3) 畜舎の損壊等により死亡、廃用又はやむを得ず売却した家畜に代わる家畜の導入
- (4) 畜舎の損壊等に伴う牛舎、飼養管理のための附帯施設・機械の補改修等（土砂・がれき等の撤去を含む）
- (5) 乳房炎防止対策や非常用電源の確保
- (6) 代替粗飼料の確保対策

3 支援対象者

被災畜産業者

4 事業実施主体

農業団体等

5 負担割合

国：定額、1/2以内

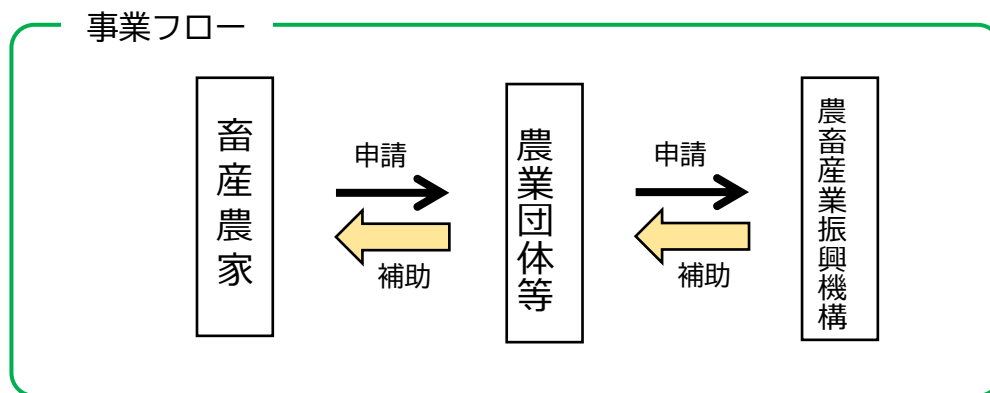
6 留意事項

事業実施主体となるためには農畜産業振興機構への申請等が必要

7 問合せ先

熊本県農林水産部生産経営局 畜産課

☎096-333-2398



1 事業内容

被災した畜産農家の経営継続・経営再建に向けた取組みを支援することにより、畜産生産基盤の維持・強化に資する。

2 支援内容

死廃した家畜等の搬出、輸送、化製処理等に要した経費の支援

3 支援対象者

被災畜産業者等

4 事業実施主体

市町村、農業団体等

5 負担割合

県：1/2以内

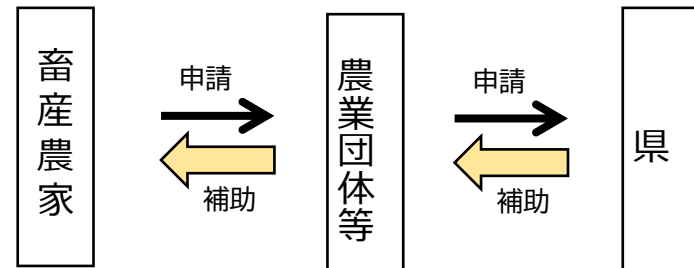
6 留意事項

罹災証明書等の市町村長による被災の証明を受けていること

7 問合せ先

熊本県農林水産部生産経営局 畜産課
☎096-333-2398

事業フロー



1 事業内容

被災した畜産農家等の地域ぐるみでの経営再開、体質強化を進めるため、熊本地震対応畜産クラスター計画に基づき施設の整備及び機械導入等を支援する。

2 支援内容

- (1) 施設整備及び施設整備に伴う家畜導入
- (2) 機械導入

3 地震により被災した地域に係る特例概要

- (1) 整備する施設について、要望額の上限を適用しない。また基準事業費（特認事業費）を超える額を補助対象とすることが可能
- (2) 家畜飼養管理施設等の整備及び施設整備と一体的に行う家畜導入について、自ら購入する方式も可能
- (3) (2)に伴う被災した施設等の全部又は一部の撤去に要する費用も補助対象が可能

4 支援対象者

被災畜産業者等

5 事業実施主体

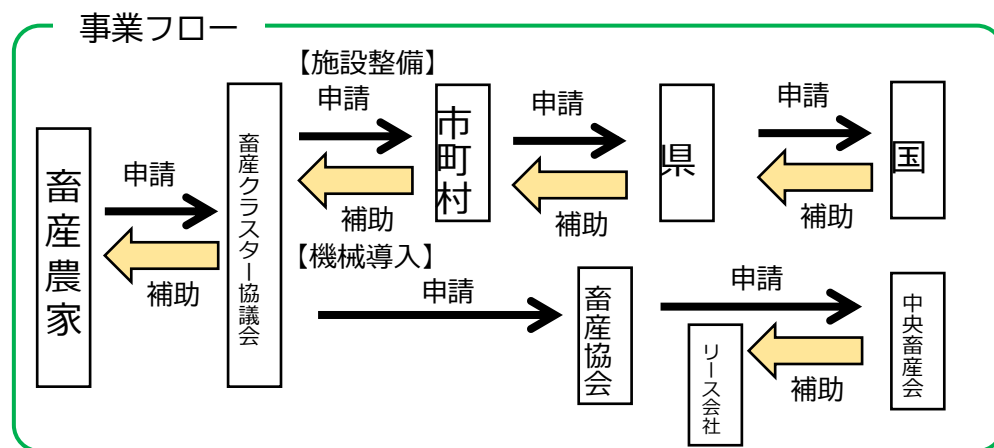
畜産クラスター協議会

6 負担割合

国：1/2以内

7 問合せ先

熊本県農林水産部生産経営局 畜産課
☎096-333-2398（施設整備）
096-333-2399（機械導入）



1 事業内容（激甚災害に指定された場合に、本事業の対象災害として指定される）

- ・被災農業者の事業維持・継続のため、金融機関を通じて資金を借入れた場合に金利負担を軽減する。
- ・被災農業者の事業維持・継続のため、金融機関を通じて資金を借入れた場合の保証料負担を軽減する。

2 支援内容

金利負担：農業近代化資金、農林漁業セーフティネット資金、農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）等の借入金について当初5年間金利負担軽減（ただし、2%を上限）

保証料：農業近代化資金等の借入れ時の債務保証に係る保証料について当初5年間免除

3 支援対象者

以下の（1）及び（2）の要件を満たす者

- （1）被災農業者であること（罹災証明書等の市町村長による被災の証明を受けていること）
- （2）金利負担軽減及び保証料免除については、激甚災害指定後に、本事業の対象災害として国が指定済み

4 問合せ先

農業近代化資金について：

最寄りのJAバンク等

農林漁業セーフティネット資金及び農業経営基盤強化資金について：

日本政策金融公庫相談窓口 ☎096-353-3104

1 事業内容

被災林業者の事業維持・継続のため、日本政策金融公庫から資金を借入れした場合に金利負担を軽減する。
本災害により被害を受けた者を対象に以下のとおり特別措置を実施。

2 支援内容

全国木材協同組合連合会が借入者に当初10年間、2%を上限とした利子助成を行う（間接被災者も対象）。

対象資金 : ①農林漁業セーフティネット資金
②農林漁業施設資金（災害復旧施設）

資金使途 : ①運転資金
②設備資金

取扱金融機関：株式会社日本政策金融公庫

保証人等 : 実質無担保・無保証人で貸付け

貸付限度額 : ①1,200万円、特認：年間経営費等の12/12
②負担額の100%又は1施設1,200万円のいずれか低い額

3 支援対象者

以下の要件を満たす者

・令和8年熊本地震により被害を受けている林業者で、市町村長による被災の証明が取得できる者

4 問合せ先

日本政策金融公庫相談窓口 ☎096-353-3104

1 事業内容

被災林業者の事業維持・継続のため、金融機関を通じて資金を借入れた場合の保証料負担を軽減する（災害救助法が適用された場合に本事業の対象災害として指定される。また、特定非常災害に指定されたことにより連帯保証人及び出資金の取扱いも優遇措置あり）。

2 支援内容

民間金融機関からの借入れに対し、実質無担保で保証を引受け（直接被災者は連帯保証人も免除可能）。

資金使途：運転資金、設備資金（間接被災者は運転資金のみ）

保証限度額：8,000万円

保証割合：原則100%

保証料：0.20～1.80%、引受当初5年間免除（間接被災者も対象）

出資金：保証額に関わらず1万円（既出資者は追加出資不要）

保証期間：運転資金 5年以内（長期7年以内）
設備資金 15年以内（うち据置期間2年以内）

保証申込期間：原則として、当該災害発生年度の翌年度末

3 支援対象者

林業・木材産業を営む者で、災害により直接的又は間接的に被害を受けた者

対象業種：造林・育林、素材生産、木材・木製品製造、林業種苗生産、薪炭生産、きのこ生産、
木材卸売等、木材製品利用

ただし、木材卸売等及び木材製品利用については、制度資金を利用する場合に限り対象

4 問合せ先

独立行政法人農林漁業信用基金 ☎03-3434-7825

1 事業内容

被災漁業者の事業維持・継続のため、金融機関を通じて資金を借入れた場合に金利負担を軽減する。

2 支援内容

金利負担：漁業近代化資金、農林漁業セーフティネット資金、農林漁業施設資金等の借入金について
当初5年間の金利負担を軽減（ただし、2%を上限）

3 支援対象者

以下の要件を満たす者

- ・被災漁業者であること（罹災証明書等の市町村長による被災の証明を受けていること）

4 問合せ先

農林漁業セーフティネット資金、農林漁業施設資金について：

日本政策金融公庫相談窓口 ☎096-353-3104

漁業近代化資金について：

農林中央金庫熊本支店 ☎096-353-1148

1 事業内容

被災農林漁業者の事業維持・継続のため、金融機関を通じて資金を借入れした場合に金利負担を軽減する。

2 支援内容

- 対象資金 : 農林漁業災害対策資金（令和8年熊本地震被害分）
- 資金使途 : 運転資金
- 取扱金融機関 : 農業協同組合、農林中央金庫並びに知事が指定した銀行、信用金庫及び信用組合
- 貸付限度額 : 1,000万円
- 償還期間 : 10年以内（うち据置期間3年以内）
- 利率 : 4.00%（R8.8.20時点）
※農業近代化資金（農業近代化資金融通法）の基準金利、ただし、上限4.00%
- 利子補給 : 県、市町村、金融機関が「5：2：3」の割合で利子補給を行うため実質無利子
利子補給期間は貸付実行日から5年以内
- その他 : 令和9年3月31日までに利子補給承認を受け、令和9年6月30日までに融資実行すること

3 支援対象者

以下の（１）及び（２）の要件を満たす者

- （１）令和8年熊本地震により被害を受けている農林漁業者で、市町村長による被災の証明を受けている者
- （２）収入保険等のセーフティネットに加入している者（未加入の場合は今後の加入誓約が必要）

4 問合せ先

熊本県農林水産部団体支援課 ☎096-333-2371

1 事業内容

被災農林漁業者の事業維持・継続のため、日本政策金融公庫の農林漁業セーフティネット資金を借入れした場合に金利負担を軽減する。

2 支援内容

- 対象資金 : 農林漁業セーフティネット資金（令和8年熊本地震分）
資金使途 : 運転資金
取扱融資機関 : 日本政策金融公庫及び同公庫の代理店融資機関
貸付限度額 : 1, 200万円（簿記記帳を行っているものに限り、経営規模から引き上げが必要であると認められた場合、年間経費の12/12又は粗収益の12/12に相当する額のいずれか低い額とすることができる）
償還期間 : 15年以内（据置期間3年以内）
利 率 : 農林漁業セーフティネット資金の利率（R8.8.20現在で2.95%）
国の利子助成（上限2.0%）が行われた後の事業者負担分に対して、県と市町村が1：1の割合で利子助成を行い、当初5年間の金利負担を軽減する。（県と市町村の利子助成はそれぞれ2.0%を上限とする）
その他 : 令和9年3月31日までに利子助成承認を受け、令和9年6月30日までに融資実行すること

3 支援対象者

以下の要件を満たす者

- ・日本政策金融公庫の農林漁業セーフティネット資金の借入れが決定した者。
- ・国（（公財）農林水産長期金融協会、全国木材協同組合連合会）の利子助成を受けることが決定した者。

4 問合せ先

熊本県農林水産部団体支援課 ☎096-333-2371

農林漁業セーフティネット資金の借入れについては、日本政策金融公庫相談窓口 ☎096-353-3104

1 事業内容

被災した農業者及び漁業者の事業維持・継続のため、金融機関を通じて施設復旧資金を借入れした場合に金利負担を軽減する。

2 支援内容

対象資金 : 農業近代化資金、漁業近代化資金

資金使途 : 施設復旧資金

取扱融資機関 : 県と近代化資金に係る利子補給契約を締結している融資機関

貸付限度額 : 近代化資金の定めによる。

償還期間 : 近代化資金の定めによる。

利率 : 近代化資金の基準金利（R8.8.20時点で4.45%）

ただし、県による利子補給が1.25%

更に県、市町村、金融機関が「5：2：3」の割合で貸付当初5年間上乗せ利子補給を行う（県の上乗せ利子補給は2%を上限）。

その他 : 令和9年3月31日までに利子補給承認を受け、令和9年6月30日までに融資実行すること

3 支援対象者

令和8年熊本地震で被災した農林漁業者（被害を受けていることについて市町村長の証明書が必要）

近代化資金の貸付対象者である者

収入保険等のセーフティネットに加入している者（未加入の場合は今後の加入誓約が必要）

4 問合せ先

上乗せ利子補給について：熊本県農林水産部団体支援課 ☎096-333-2371

農業近代化資金について：最寄りのJAバンク等

漁業近代化資金について：農林中央金庫熊本支店 ☎096-353-1148

集出荷施設等を仮復旧したい

【持続的生産強化対策（令和8年熊本地震対応産地緊急支援事業）のうち 集出荷施設等における出荷円滑化等支援】

国直採

1 事業内容

令和8年熊本地震により甚大な被害を受けた地域において、被災した集出荷施設の仮復旧等への取組みを支援

2 支援内容

- (1) 施設の仮復旧等
被災により機能が低下した集出荷施設等について、簡易修繕等により一時的に機能を回復させる取組み
- (2) 周辺集出荷施設等の活用
被災した集出荷施設等に集荷した農産物を周辺の集出荷施設等での選果・加工等のために輸送する取組み等
- (3) 集出荷機能等の強化
被災による集出荷機能等の低下を手選果等により補い、集出荷量等を回復させる取組み

3 支援対象者

被災農業者等

4 事業実施主体

農業者の組織する団体等
(受益農家が3戸以上である集出荷施設等の所有者又は運営主体)

5 負担割合

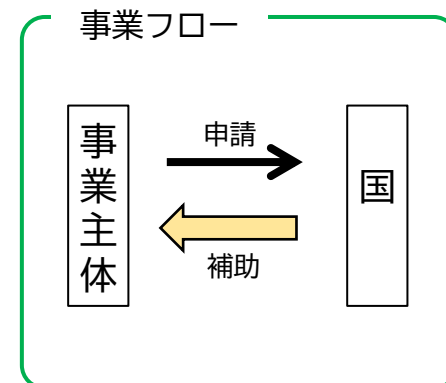
- (1) 国：1／2以内
- (2) 国：定額（7,000円/t以内）
- (3) 国：定額（5,600円/人日以内）

6 留意事項

被災写真、事業費積算根拠、請求書等を保存

7 問合せ先

熊本県農林水産部生産経営局 農産園芸課 ☎096-333-2387



共同利用施設の復旧に取り組みたい

農業共同利用施設再編集約・合理化支援事業（被災復興支援）

国庫補助事業

【新基本計画実装・農業構造転換支援事業（被災した共同利用施設の再編集約・合理化）】

1 事業内容

令和8年熊本地震により被害を受けた共同利用施設について、復旧と併せて地域農業の構造転換に向けてさらなる再編集約・合理化する取組を支援

2 支援内容

- 被災した施設を含む複数の共同利用施設の再編集約
- 被災した共同利用施設の合理化
- 被災した本事業実施中施設（再編集約・合理化中施設）の復旧、再建等
- ※発災までの遡及が可能
- ※土砂撤去等の整地費用も対象

3 事業実施主体

農業協同組合、農業協同組合連合会等

4 負担割合

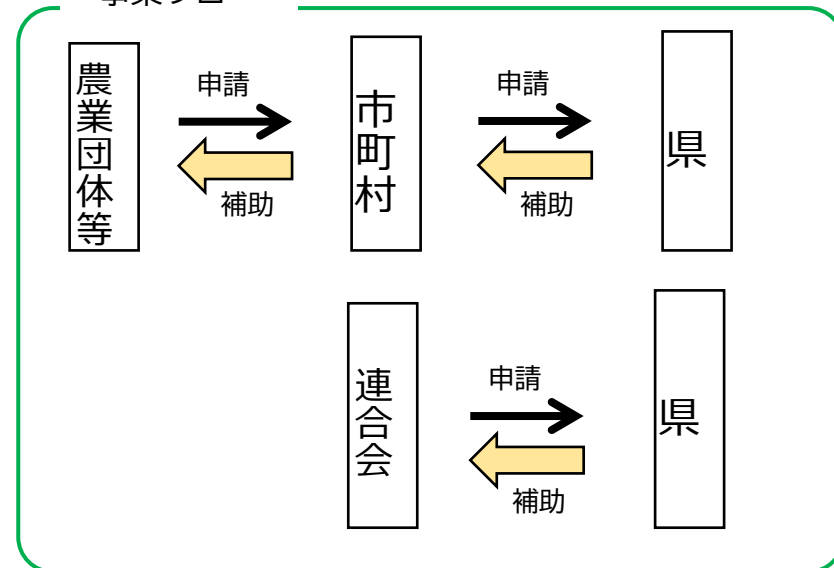
(1) JAの場合 国・県・市町村 3／4以内
内訳 国：58.3%
県：13.3%
市町村：0～3.3%

(2) 連合会の場合 国・県・市町村 3／4以内
内訳 国：58.3%
県：16.7%

5 問合せ先

熊本県農林水産部生産経営局 農産園芸課
☎096-333-2387

事業フロー



令和8年熊本地震被災施設整備等対策事業

国庫補助事業

【強い農業づくり総合支援交付金（令和8年熊本地震被災施設整備等対策）】

1 事業内容

令和8年熊本地震の被害を受けた産地に対し、共同利用施設の再整備や撤去等を支援。

2 支援内容

(1) 再整備

- ①被災した産地基幹施設等（集出荷貯蔵施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、農畜産物処理加工施設等）の再取得・修繕等
- ②被災したパイプハウス等について、新たな産地基幹施設の再整備等

(2) 撤去等

- ①及び②の取組に伴う、被災した施設の撤去等

3 事業実施主体

農業協同組合、農事組合法人、その他農業者の組織する団体等（受益農業従事者5名以上）

※受益農業従事者は、原則として被災した産地基幹施設又は産地基幹施設以外の農業生産施設（パイプハウス等）を所有又は利用していた者に限る。

4 負担割合

国：1／2以内

県：1／4以内

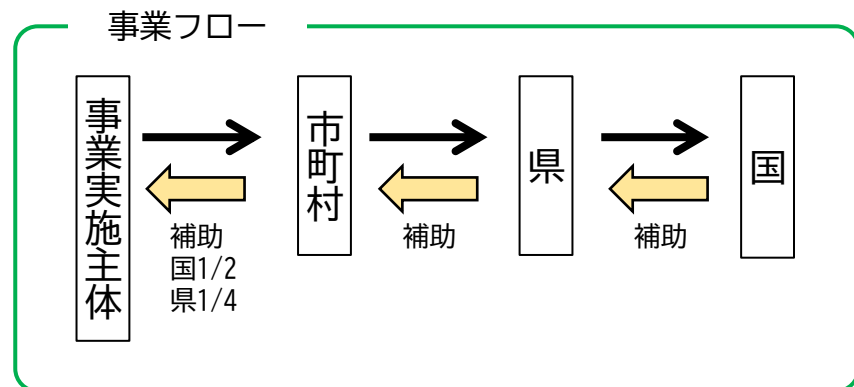
5 留意事項

被害の状況がわかる写真等を保存しておくこと
面積要件を満たしていること（例：稲（平場）50ha以上）

6 問合せ先

熊本県農林水産部生産経営局 農産園芸課

☎096-333-2387



農業共同利用施設の復旧に取り組みたい

農業共同利用施設災害復旧事業

国庫補助事業

【農林水産業共同利用施設災害復旧事業】

1 事業内容

異常な自然災害により被災した農業共同利用施設の復旧を支援

2 支援内容

共同利用施設（ライスセンター、農業倉庫、集出荷場、農機センター等）の復旧工事費用の補助

※耐用年数の1.4倍を経過していない施設に限る

（ただし、農業倉庫は耐用年数の1.4倍を超えるものであっても満50年を経過していないものは対象）

3 事業実施主体

農業協同組合、農事組合法人、地方公共団体等

4 負担割合

（一般災害）国：2／10、（激甚災害）国：5／10、（告示地域）国：9／10

		採択基準	補助率	
			40万円までの部分	40万円を超える部分
一般災害		40万円以上	2/10	
激甚災害	告示地域	13万円以上	4/10	9/10
	その他の地域	40万円以上	3/10	5/10

※8月7日、激甚指定（激甚法第6条）

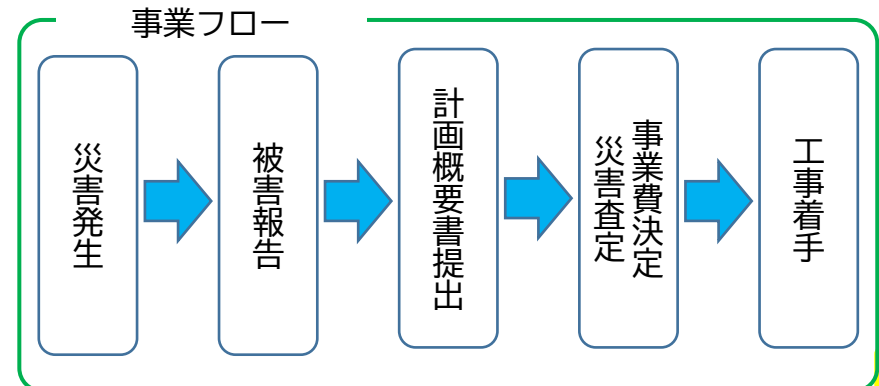
※告示地域とは、激甚災害指定地域のうち、特別の財政支援を行う市町村として農林水産大臣が告示した地域。

5 事業の流れ

- ・発災後7日以内に国へ被害報告。
- ・発災後、2カ月を目途に計画概要書を国に提出。
- ・国の災害査定により事業費が決定。
- ・早急に工事が必要な場合は査定前着工が認められる。

6 問合せ先

熊本県農林水産部生産経営局 農産園芸課
☎096-333-2387



卸売市場施設災害復旧事業

国庫補助事業

【強い農業づくり総合支援交付金（令和8年熊本地震被災施設整備等対策）】

1 事業内容

令和8年熊本地震で被災した卸売市場の復旧を支援

2 支援内容

令和8年熊本地震で被災した卸売市場の卸売場施設、仲卸売場施設及び事務所等関連施設の復旧（解体・廃棄、整地を含む）に要する経費を補助

3 支援対象者

県内卸売市場等

4 事業実施主体

- ・補助事業者：市町村
 - ・事業主体：対象地域※において被災した卸売市場の以下の者
 - ①開設者である地方公共団体又は法人
 - ②卸売業者、仲卸業者、売買参加者又は関連事業者で構成する団体であって、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）の規定に基づき設立された事業協同組合又は協同組合連合会
 - ③卸売業者、仲卸業者、売買参加者又は関連事業者
- ※令和8年熊本地震の影響により大きな被害を受け、その機能の一部又は全部が不全となっている産地基幹施設や卸売市場施設等が存在する地域

5 負担割合

- (1) 卸売場施設・仲卸売場施設 3/4 （内訳 国：1/2、県：1/4）
(2) 上記以外の施設等 5/12 （内訳 国：1/3、県：1/12）

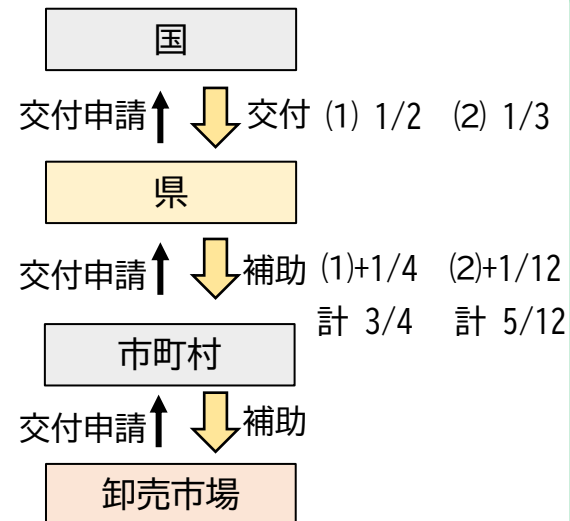
6 留意事項

被災証明書等被災を証明できるもの、被災写真、事業費積算根拠、請求書等が必要

7 問合せ先

熊本県農林水産部食のみやこ推進局流通アグリビジネス課 ☎096-333-2470

交付のイメージ



1 事業内容

令和8年熊本地震により被害を受けた、農地や農業用施設について、早急な復旧工事を行い、営農の維持、並びに経営の安定を図る。

2 支援内容

市町村や土地改良区が、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律に基づいて実施する、農地・農業用施設の災害復旧

3 支援対象者

被災した農地や農業用施設の受益者

要件等

- ・ 1箇所の工事の費用が40万円以上
- ・ 農業用施設は関係受益戸数2戸以上 等

4 事業実施主体

県、市町村、土地改良区

5 負担割合

(1) 基本補助率(補助残は市町村、地元農家等が負担) (事業主体が県の場合は、県が補助残の1/2を負担)

(農地) 国：50%

(農業用施設) 国：65%

(2) 基本補助率のかさ上げ

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助に関する法律第3条第3項による、(1)の補助率のかさ上げ

(3) 激甚法によるかさ上げ

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく、(2)の補助率のかさ上げ

※ただし、被災状況等により補助率は異なる

[参考] 激甚指定された場合の過去5箇年の実績補助率(全国平均) (農地) 国：97.0%

6 問合せ先

各市町村の農地・農業用施設担当課

管轄の県広域本部(地域振興局) 農地整備課

熊本県農林水産部農村振興局 農地整備課 ☎096-333-2417

1 事業内容

自然災害により甚大な被害を受けた、農地や農業用施設について、応急措置や早急な復旧工事を行い、営農の維持、並びに被害拡大の防止を図る。

2 支援内容

本事業に取り組む活動組織が、実施要綱の特例措置に基づいて実施する、農地周りの施設の応急措置（堆積土砂の撤去等）又は小規模な被災箇所の補修・復旧

3 支援対象者

被災した農地や農業用施設の受益者

4 事業実施主体

活動組織（農業者等から構成される団体）

5 負担割合

国：1／2

県：1／4

市町村：1／4

6 留意事項

- （1）活動計画に位置付けている「保全管理する区域内の農用地、水路、農道、ため池等」であること。
- （2）復旧費用が40万円以上見込まれる場合は、「農地災害復旧事業」による復旧を検討すること。
- （3）活動組織内で合意形成を図ること。
- （4）写真等による記録、領収書等の証拠書類を保存しておくこと。

7 問合せ先

各市町村の多面的機能支払交付金担当課

熊本県農林水産部農村振興局 むらづくり課 ☎096-333-2378

1 事業内容

令和8年熊本地震により被害を受けた農地の復旧に併せて、隣接する農地等を含めて区画形質を変更し、被災原因の除去を行うことにより、再度災害を防止し、農業経営の安定と国土の保全を図る。

2 支援内容

一連の農地が被災し、その被害の程度が甚大であって、災害復旧事業の施行のみでは十分な効果が期待できない場合に、再度災害を防止するため、被災した農地及び農業用施設の復旧と併せて、隣接する農地等を含めて、一定の計画に基づき総合的かつ一体的に区画整理を行う。

要件等

- ・再度災害防止のために行うものであること
- ・受益戸数2戸以上
- ・工事費400万円以上
- ・他の改良計画がないもの
- ・事業効果が大きいこと（全体事業費のうち農地整備の費用＜復旧限度額）
- ・国庫補助残の1／2以上を地方公共団体が負担 等

3 支援対象者

被災した農地及び農業用施設の受益者

4 事業実施主体

県、市町村、土地改良区等

5 負担割合

(1) 国庫補助率：50%（補助残は県、市町村、地元農家等が負担）

(2) （農業用施設のみ）激甚法によるかさ上げ

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく、(1)の補助率のかさ上げ

※ただし、被災状況等により補助率は異なる

6 留意事項

- ・原則、3ヶ年以内に完了し、併せて施行する災害復旧事業の被災面積及び工事費を超えないものと規定されている
- ・通常事業（農業競争力強化農地整備事業、中山間地域農業農村総合整備事業、農地耕作条件改善事業、等）の活用も検討する必要がある

7 問合せ先

各市町村の農地・農業用施設担当課

管轄の県広域本部（地域振興局）農地整備課

熊本県農林水産部農村振興局 農地整備課（☎096-333-2417）

1 事業内容

令和8年熊本地震により被害を受けた農業用施設の復旧と併せて、被災部分と関連する隣接残存施設等を改築または補強する工事を行い、再度災害の防止を図る。

2 支援内容

被災箇所の復旧と併せて行う、再度災害の防止に必要な最小限度の工事

(例) [ため池] 上流部土留、堤体嵩上げ・補強、等 [頭首工] 構造・工法・位置の変更、取水口改修、統合、等
[用水路] 構造・工法・位置の変更、等 [排水路] かさ上げ、通水断面拡大、脆弱箇所の補強、等
[農道] 法面補強、脆弱箇所の補強、横断暗渠改良、等

要件等

- ・再度災害防止のために行うものであること
- ・受益戸数2戸以上
- ・工事費200万円以上、かつ復旧工事費以内
- ・他の改良計画がないもの
- ・事業効果が大きいこと

3 支援対象者

被災した農業用施設の受益者

4 事業実施主体

県、市町村、土地改良区等

5 負担割合

(1) 国庫補助率：50%（補助残は県、市町村、地元農家等が負担）

(2) 激甚法によるかさ上げ

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく、(1)の補助率のかさ上げ

※ただし、被災状況等により補助率は異なる

6 留意事項

通常事業（水利施設等保全高度化事業、農業水路等長寿命化・防災減災事業、等）の活用も検討する必要がある。

7 問合せ先

各市町村の農地・農業用施設担当課

管轄の県広域本部（地域振興局）農地整備課

熊本県農林水産部農村振興局 農地整備課（☎096-333-2417）

1 事業内容

令和8年熊本地震により被害を受けた、海岸及び地すべり等防止法に基づく地すべり防止施設について、早急な復旧工事を行い、農地等の保全や農村生活の安定を図る。

2 支援内容

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づいて実施する海岸及び地すべり防止施設の災害復旧

3 支援対象者

海岸及び地すべり防止区域内にある農地・農業用施設の受益者、地すべり防止区域内の住民

4 事業実施主体

県

要件等

・ 1か所の工事費が120万円以上のもの

5 負担割合

(1) 国庫補助率（補助残は県負担）

2／3（県の公共土木施設の災害復旧事業費の総額のうち、県の標準税収入の1／2までの部分）

3／4（県の公共土木施設の災害復旧事業費の総額のうち、県の標準税収入の1／2を超え2倍までの部分）

4／4（県の公共土木施設の災害復旧事業費の総額のうち、県の標準税収入の2倍を超える部分）

(2) 激甚法によるかさ上げ

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく、（1）の補助率のかさ上げ

※ただし、被災状況等により補助率は異なる

6 問合せ先

各市町村の農地・農業用施設担当課

管轄の県広域本部（地域振興局）農地整備課

熊本県農林水産部農村振興局 農地整備課（☎096-333-2417）

1 事業内容

令和8年熊本地震により、地すべり防止区域において地すべりが発生し、農地等の保全や農村生活の安定を図るために、緊急に対策が必要な箇所において、地すべり防止工事を行う。

2 支援内容

農地保全に係る地すべり等防止事業実施要綱等に基づく緊急な地すべり防止工事の実施

3 支援対象者

地すべり防止区域内にある農地・農業用施設の受益者、地すべり防止区域内の住民

4 事業実施主体

県

5 負担割合

補助率（補助残は県負担）
国：50%

要件等

- ・ 1か所の工事費が600万円以上のもの及び
- ・ 災害復旧工事に先行して施工が必要なもの、または公共の利害に関連があるもの

（人家10戸以上、農地10ha以上、受益100ha以上の農業用施設への被害、等）

6 問合せ先

各市町村の農地・農業用施設担当課
管轄の県広域本部（地域振興局）農地整備課
熊本県農林水産部農村振興局 農地整備課（☎096-333-2417）

災害関連農村生活環境設置復旧事業

国庫補助事業

1 事業内容

令和8年熊本地震により被害を受けた、農村生活環境施設（農業集落排水施設、営農飲雑用水施設、農村公園施設、集落防災安全施設、等）について、早急な復旧工事を行い、農村生活の維持を図る。

2 支援内容

農地・農業用施設災害復旧事業を実施する市町村内で、同一災害により被災した農村生活環境施設の災害復旧を支援

3 支援対象者

被災した農村生活環境施設の利用者

4 事業実施主体 市町村、土地改良区等

5 負担割合

(1) 国庫補助率：基本50%

(2) 激甚法によるかさ上げ 国：80%

【農業集落排水施設の場合】

当該激甚災害に係る集落排水施設に該当する施設の災害復旧事業費の合計が6,000万円以上、

又は、当該激甚災害を受けた当該年度の標準税収入の10%以上である場合

【営農飲雑用水施設、農村公園施設、集落防災安全施設、情報基盤施設の場合】

当該激甚災害に係る営農飲雑用水施設等に該当する施設の災害復旧事業費の合計が6,000万円以上、

又は、当該激甚災害を受けた当該年度の標準税収入の10%以上である場合

要件等

- ・受益戸数2戸以上。
- ・工事費200万円以上
- ・維持工事ではないもの
- ・設計・施工不良や維持管理不良に起因する災害でないもの 等

6 留意事項

応急工事費も補助対象となる（規模や内容等の要件あり）

7 問合せ先

各市町村の農村生活環境施設担当課

管轄の県広域本部（地域振興局）農地整備課

熊本県農林水産部農村振興局 農地整備課（☎096-333-2417）

1 事業内容

過去に整備した被害防止のための侵入防止柵やジビエ処理加工施設の復旧・再整備を支援する。

2 支援内容

- (1) 野生鳥獣による農作物被害を防止するための侵入防止柵（電気柵・ワイヤーメッシュ柵等）の復旧・再整備
- (2) 被害防止目的で捕獲されたイノシシ等の野生動物をジビエとして処理、加工するための施設の復旧・再整備

3 支援対象者

地域協議会（市町村、農業者団体、その他構成員等）

4 事業実施主体

地域協議会又は市町村

5 負担割合

国：定額※、1／2等

※自力施工の場合、資材費のみ定額支援

6 留意事項

- ・市町村が定める被害防止計画に位置付けられていること
- ・今年度すでに交付決定を受けている事業実施主体は変更交付申請が必要

7 問合せ先

熊本県農林水産部農村振興局 むらづくり課
☎096-333-2378

事業フロー

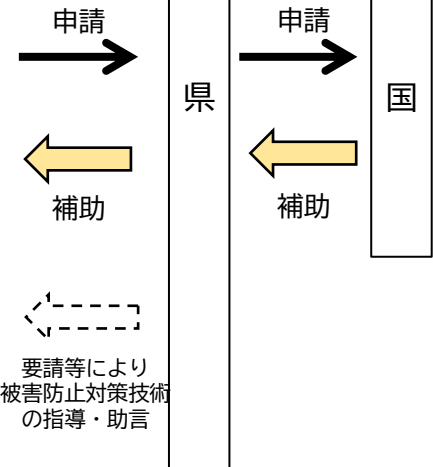
地域協議会

【事業メニュー】

- (1) 鳥獣被害防止施設（電気柵、ネット柵、WM柵、金網柵等）
- (2) 処理加工施設（ジビエ加工、焼却、減容化等）
- (3) 捕獲技術高度化施設（射撃場の整備等）

【補助率】

国：1/2（6法（山村・過疎・離島・半島・特定農山村・棚田）指定地域は55/100）、（1）は自力施工の場合、資材費のみ定額（上限単価あり）



緊急治山事業

国庫補助事業

【災害関連緊急治山事業】

1 事業内容

令和8年熊本地震により発生した山地災害について、再度災害の防止及び生活基盤等の保全を図るため、緊急に復旧整備を行う。

2 支援内容

県が実施する山地崩壊箇所の復旧工事

3 事業実施主体

県

4 負担割合

国：2／3

県：1／3

5 留意事項

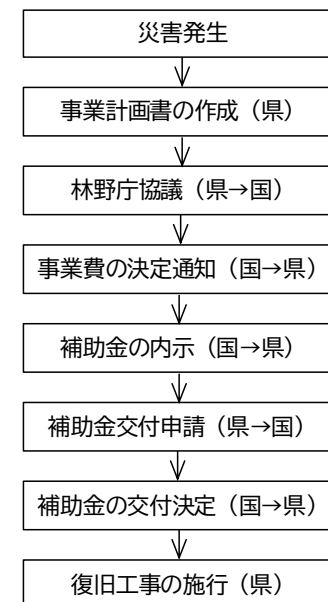
保安林であること、又は保安林に指定されることが確実であること

6 問合せ先

熊本県農林水産部森林局 森林保全課

☎096-333-2452

<事業フロー>



事業フロー、要件等

1 事業フロー
右上図を参照

2 事業要件

次に該当し、1箇所当たりの事業費が600万円以上

- 重要な災害復旧工事の遂行に特に先行して施行する必要があるもの
- 公共の利害に密接な関係を有し、民生上放置しがたいもの

1 事業内容

令和8年熊本地震により発生した山地災害について、保安林等における山地災害のうち、国庫補助の対象とならない
荒廃地の復旧や被災治山施設の災害復旧などを行う。

2 支援内容

- (1) 保安林等における山地崩壊箇所の復旧
県が実施する山地崩壊箇所の復旧工事
- (2) 被災した治山施設の災害復旧
県が実施する被災施設の復旧工事

3 事業実施主体

県

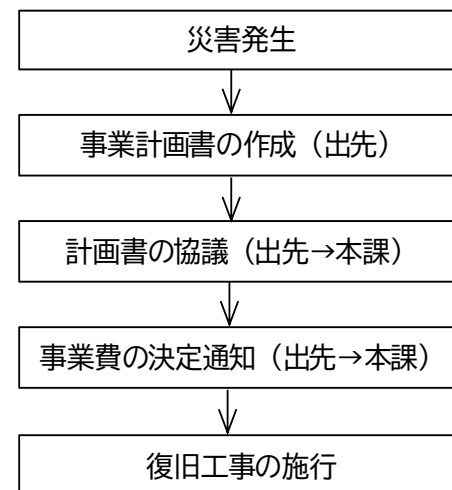
4 負担割合

県：10／10

5 問合せ先

熊本県農林水産部森林局 森林保全課
☎096-333-2452

<事業フロー>



事業フロー、要件等

- 1 事業フロー
右上図を参照
- 2 事業要件
次の各号の一つに該当するもの
 - 保安林等の林地の復旧に係るもの
 - 国庫補助（負担法）の対象とならない災害復旧
 - 治山施設に隣接した崩壊地等の復旧に係るもの など

治山事業

国庫補助事業

1 事業内容

山地災害発生の高危険性荒廃林地等における治山施設の設置による事前防災・減災対策を実施する。

2 支援内容

治山施設の設置などの治山対策を実施

3 事業実施主体

県

4 負担割合

国：1／2等

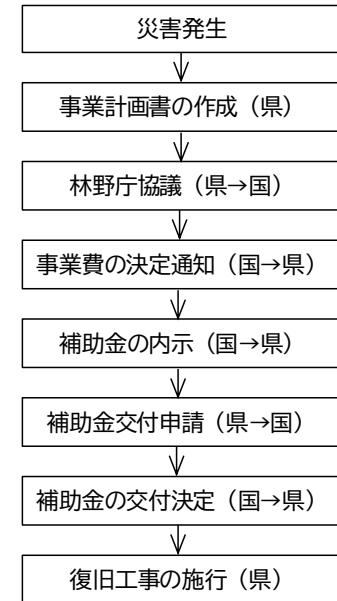
県：1／2等

5 問合せ先

熊本県農林水産部森林局 森林保全課

☎096-333-2452

<事業フロー>



事業フロー、要件等

- 1 事業フロー
右上図を参照

- 2 事業要件
代表的には、復旧治山、予防治山がありますが、治山事業のメニューは多岐にわたり、メニューごとに要件が異なることから、詳細は7の問合せ先へお尋ねください。

1 事業内容

熊本地震等により発生した林道施設災害復旧を支援

2 支援内容

市町村等が実施する林道災害復旧経費を補助

3 支援対象者

市町村等

4 事業実施主体

市町村等

5 負担割合

(奥地(注1)) 国：65%、市町村等実施主体：35% (基本補助率)

(その他) 国：50%、市町村等実施主体：50% (基本補助率)

(注1) 奥地は、利用区域内の森林面積が500ヘクタール以上ある路線

※激甚指定による、かさ上げ措置あり。ただし、被害規模等により補助率は異なる

[参考] 激甚指定された場合の過去5箇年の実績国：50～99.6%

6 留意事項

被害発生後、所定の期間に被害報告が必要

7 問合せ先

熊本県農林水産部森林局 林業振興課

☎096-333-2445

要件等

- ・民有林林道台帳に登載された林道で、利用区域面積が30ヘクタール以上、延長500m以上などの要件あり。
- ・1箇所の工事費が40万円以上の箇所が対象。

被災木材加工流通施設等復旧対策

国庫補助事業

【林業・木材産業循環成長対策】

1 事業内容

林業・木材産業循環成長対策交付金により、被災した木材加工流通施設や林業機械、特用林産振興施設等の撤去・復旧・再整備を支援する。

2 支援内容

被災した木材加工流通施設、特用林産振興施設、高性能林業機械等の再整備（被災施設等の解体・撤去を含む。）

3 事業実施主体

森林組合、林業者の組織する団体 など

4 負担割合

国：1／2以内

県：1／10以内

※なお、共同利用施設の場合は、国：1／2以内、県：1／4以内

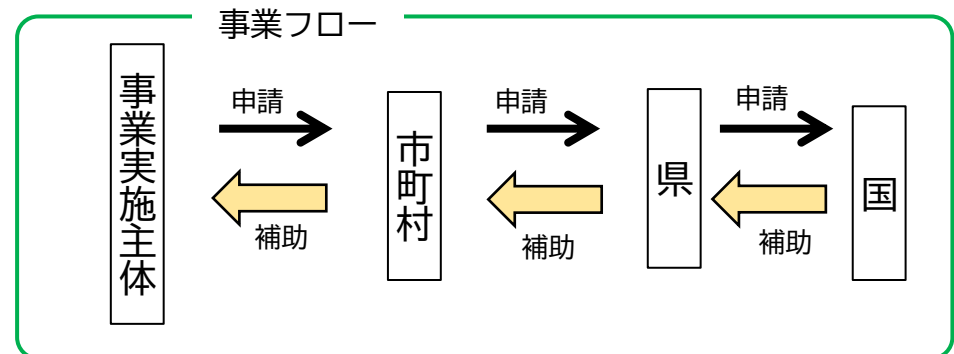
5 留意事項

被害の状況がわかる写真等を保存、事前に復旧する場合は被災数量や見積もり等の根拠資料を整理

6 問合せ先

熊本県農林水産部森林局 林業振興課

☎096-333-2448



間伐等森林整備促進対策事業

国庫補助事業

【林業・木材産業循環成長対策】

1 事業内容

林業・木材産業循環成長対策交付金により、被災したコンテナ苗生産基盤施設等の復旧・再整備を支援

2 支援内容

被災したコンテナ苗生産基盤施設等の復旧・再整備

3 事業実施主体

苗木生産者等

4 負担割合

国：1／2以内

県：1／10以内

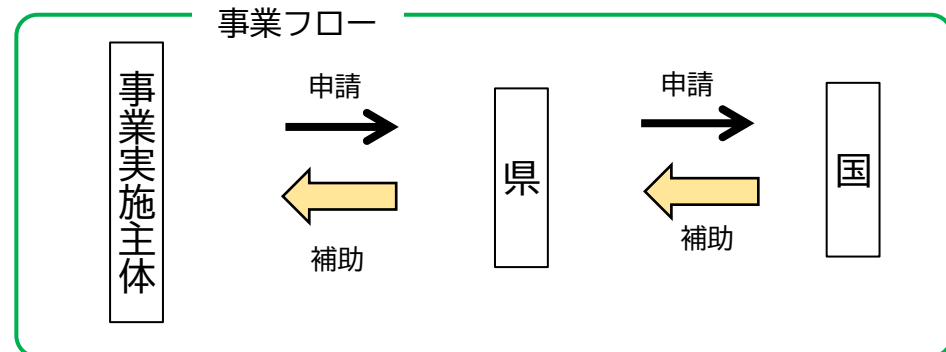
5 留意事項

事前に復旧する場合は、被害状況が分かる写真や見積書等の根拠資料を整理すること

6 問合せ先

熊本県農林水産部森林局 森林整備課

☎096-333-2434



共同利用施設を復旧したい

水産業共同利用施設災害復旧事業（浜の活力再生・成長促進交付金）

国庫補助事業

【浜の活力再生・成長促進交付金（水産業強化支援事業）】

1 事業内容

令和8年熊本地震で被災した水産関係の共同利用施設の復旧を支援

2 支援内容

共同利用施設を復旧するための再建・補修費等を補助

3 支援対象者

市町、漁協

4 事業実施主体

市町、漁協

5 負担割合

国：1／2

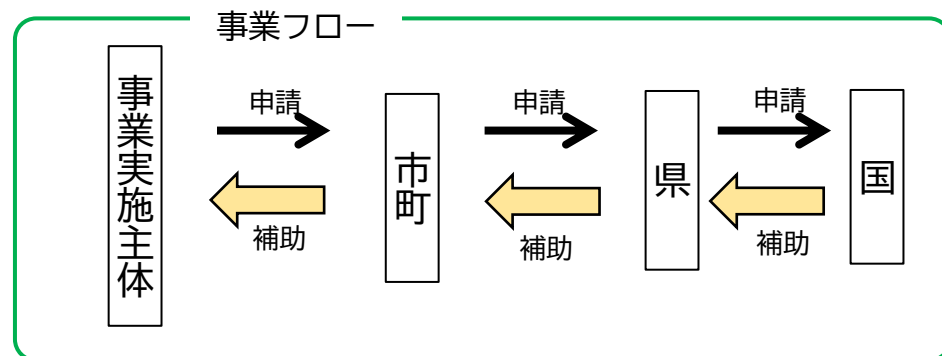
県：1／10

6 留意事項

原則、総事業費が500万円以上の事業が対象

7 問合せ先

熊本県農林水産部水産局 水産振興課 ☎096-333-2457



1 事業内容

令和8年熊本地震で被災した水産関係の共同利用施設の復旧を支援

2 支援内容

共同利用施設を復旧するため、緊急的に行う補修費等を補助

3 支援対象者

市町、漁協

4 事業実施主体

市町、漁協

5 負担割合

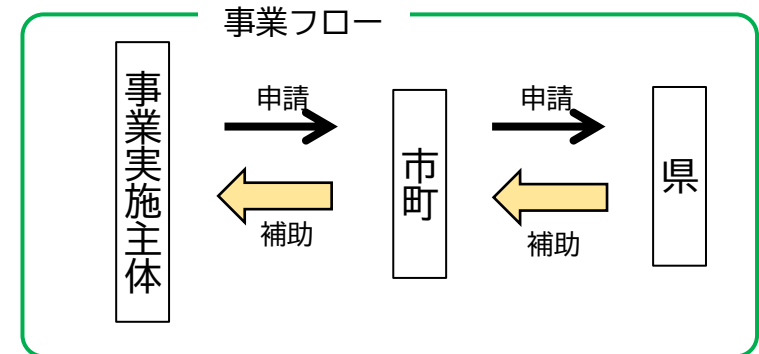
県：1／3以内

6 留意事項

原則、総事業費が500万円未満の事業が対象

7 問合せ先

熊本県農林水産部水産局 水産振興課 ☎096-333-2457



水産業共同利用施設災害復旧事業（漁業用機器設備復旧支援事業）

国庫補助事業

【ノリ養殖経営再開準備緊急支援対策】

1 事業内容

令和8年熊本地震で被災したノリ養殖業の復旧に向けた乾燥機の点検・整備を支援

2 支援内容

ノリ養殖業における乾燥機の点検・整備にかかる掛増し経費を補助

3 支援対象者

被災ノリ養殖業者

4 事業実施主体

協議会

5 負担割合

国：1／2

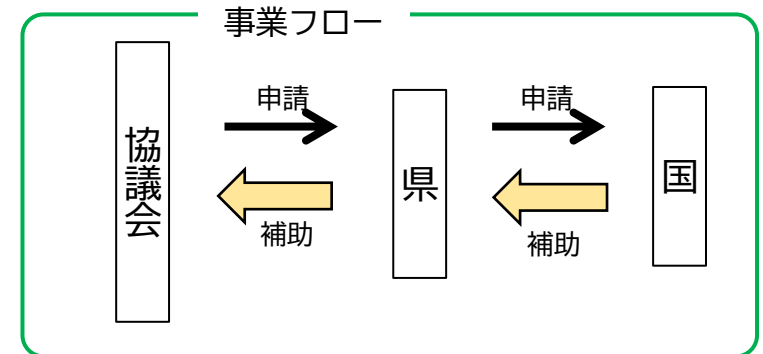
県：2／10以内

6 留意事項

罹災証明書の取得が必要

7 問合せ先

熊本県農林水産部水産局 水産振興課 ☎096-333-2457



【令和8年度マーケットイン型養殖業等実証のうち令和8年熊本地震被災者支援メニュー】

国直採

1 事業内容

マーケットイン型養殖業への転換かつ防災の取り組みを行う際に必要な資材・機材の導入を支援

2 支援内容

養殖で用いるポンプ、配管、酸素供給装置、非常用発電機、これらの導入に必要な最低限の工事費等を補助

3 支援対象者

被災養殖業者

4 事業実施主体

被災養殖業者

5 負担割合

国：1／2、補助上限5,000万円

6 留意事項

建物などの施設、コンクリート基礎と一体化した水槽、種苗、飼料、医薬品、基礎工事費、設計費等は対象外

7 問合せ先

熊本県農林水産部水産局 水産振興課
☎096-333-2457

【事業フロー】

● (養殖経営体) 養殖業再建・改善計画を作成し、申請
※市場に評価される養殖生産の取り組みおよび防災の取り組みの両方を計画に盛り込む必要があります。
(単なる復旧のみでは要件を満たしません)



● (県) 簡易審査の実施



● (水漁機構) 評価委員会で審査、認定された計画の承認通知の送付



● (養殖経営体) 事業実施計画申請書を作成



● (水漁機構) 交付決定通知の送付



● (養殖経営体) 資材・機材の購入、設置

※購入は交付決定後に実施する必要があります



(事業期間終了後)

● (養殖経営体) 報告書の提出